

先行事例としての公共施設等総合管理計画の策定 —豊明市の事例—

山田 孝彦¹・秀島 栄三²・長野 直之³

¹正会員 中央コンサルタンツ株式会社 構造部（〒451-0042 名古屋市西区那古野二丁目11番23号）
E-mail:ta-yamada@chuoh-c.co.jp

²正会員 名古屋工業大学大学院教授 工学研究科（〒466-8555 名古屋市昭和区御器所町）
E-mail:hideshima.eizo@nitech.ac.jp

³豊明市役所 行政経営部 企画政策課（〒470-1195 愛知県豊明市新田町子持松1番地1）
E-mail:naoyuki_nagano@city.toyoake.lg.jp

豊明市は、名古屋市の南に隣接する人口7万人弱の自治体であり、近隣には自動車関連企業が多く立地し、財政状況の優れた自治体が多く、当市も財政力指数は全国的に上位に位置する。しかしながら、近い将来には少子高齢化が進行し、また老朽化した公共施設等の更新への投資的経費の財源不足の懸念もあることから、今後の効率的な維持管理の実践に向け、愛知県下でいち早く公共施設等総合管理計画の策定の取組を開始した。これを見据え、同市では公共施設マネジメント研究会を立ち上げ、部署横断的な維持管理体制の構築や合意形成のあり方について検討を行った。本稿においては、公共施設等総合管理計画策定の先行事例として、近隣自治体との広域連携の取組やポートフォリオ分析、ベンチマーキングによる総量縮減目標の設定など策定過程で得られた課題と知見を整理し、今後策定に取り組む地方自治体への一助となるよう実務上の留意点を明確化する。

Key Words : *Toyoake City, Comprehensive Public Facility Management, Local Government*

1. はじめに

我が国の社会資本整備は、昭和30年代から40年代の高度経済成長期に集中的に行われており、それら公共施設の老朽化に伴う更新問題が顕在化している。国においては、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議により、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画¹⁾」を決定した。公共施設等総合管理計画（以下、総合管理計画とする。）は、国の「インフラ長寿命化基本計

画」において、「地方公共団体」におけるインフラ長寿命化計画（行動計画）に該当する²⁾。

豊明市は、名古屋市のベッドタウンとして昭和35年頃から急激に人口が増加し、特に大規模な団地が整備された昭和45年から昭和55年の10年間に倍増近い大きな伸びを示し、その後も順調に人口が増加してきた。宅地開発や人口の増加に合わせて、公共建築物やインフラ資産（以下、公共施設等とする。）の整備が行われており、これらの公共建築物の半数以上が既に完成後30年以上を経過（図-1）し、老朽化が進んでいる。

本市は、この問題に対応するため、平成26年度に産学官の連携による公共施設マネジメント研究会を立ち上げ、市内における公共施設更新問題に対する対策の検討を開始した。また、市民に対して公共施設等に関する情報を分かりやすく公表し、問題意識の共有を図るために「公共施設白書」の作成に取り組んだ。これに並行するかたちで愛知県内における市町村でいち早く総合管理計画を作成した。

本稿は、今後、多くの地方自治体が総合管理計画の策定の際に直面するであろう課題をあらかじめ認識するこ

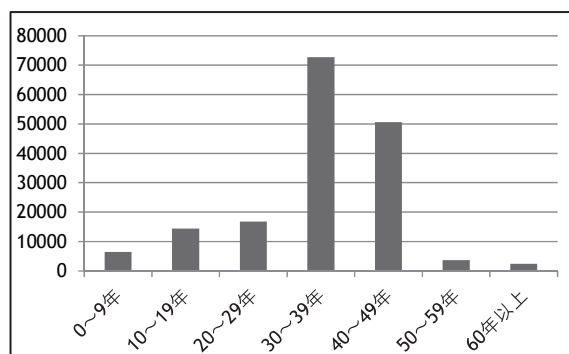


図-1 公共建築物の経過年数（延床面積）

とで、総合管理計画策定の一助になることを期待し、先行事例として報告する。

2. 公共施設等総合管理計画とは

公共施設等総合管理計画は、総務省から「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針²⁾」(以下、指針とする。)により、策定要請があったもので、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画として策定するものである。

また、総合管理計画に基づく老朽化対策の推進は、公共施設等の統廃合や複合化等の再配置手法により、市民の暮らしや生活環境にも影響を及ぼすことから、まちづくり計画や国土強靱化計画とも連動した取組として実行する必要がある²⁾。

(1) 公共施設等の定義

狭義の公共施設として、一般的に認知されているのは市役所等の公共建築物であるが、指針²⁾においては、インフラまでを含めて公共施設等とし、「公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設(上水道、下水道等)、プラント系施設(廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等)等も含む包括的な概念である。」と定義されており、全ての公共施設等を対象に計画を策定することとされている。

(2) インフラ長寿命化計画

インフラ長寿命化基本計画¹⁾では、地方自治体においてインフラ長寿命化計画(行動計画)を策定することが期待されているが、総合管理計画は、これに該当するものの²⁾であり、地方自治体をはじめとする各インフラの管理者への支援として、国が有する技術的知見やノウハウを提供することが定められている。

また、個別施設計画の策定にあたっては、各インフラの所管省庁より技術的助言等が実施される予定となっていることから、参考とする必要がある。

具体的には、国土交通省より道路・橋梁分野における定期点検要領³⁾や公園分野における公園施設の安全点検に係る指針(案)⁴⁾等が示されている。

(3) 総務省からの支援策及び策定状況

総合管理計画の策定に関する総務省からの支援策としては、計画策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり、措置率1/2の特別交付税措置が取られているとともに、計画に基づく公共施設等の除却につい

て、地方財政法の改正による地方債の特例措置を創設している。

総務省が平成26年10月に実施した「公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査⁵⁾」では、回答が得られた全国1788自治体のうち、平成28年度末までに1753自治体(98%)が総合管理計画を策定予定であると回答している。このうち、本市を含め平成26年度末に策定予定であるのは、わずか111自治体であるため、平成27年度から28年度の2年間で大多数の地方自治体が総合管理計画を策定することとなり、これらの取組に向けた動きが活発化すると予測される。

(4) 公共施設等総合管理計画の策定内容

総合管理計画に記載する事項は、指針²⁾によれば、1.公共施設等の現況及び将来の見通し、2.公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針(計画期間、全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策、現状や課題に関する基本認識、公共施設等の管理に関する基本的な考え方、フォローアップの実施方針)、3.施設類型ごとの管理に関する基本的な方針の3点である。

また、上記のうち2.中の公共施設等の管理に関する基本的な考え方については、計画期間における公共施設等の数や延床面積等の公共施設等の数量に関する目標を記載するとともに、点検・診断等の実施方針、維持管理・修繕・更新等の実施方針、安全確保の実施方針、耐震化の実施方針、長寿命化の実施方針、統合や廃止の推進方針、総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針など多岐にわたって記載する必要がある。

(5) 公共施設等におけるマネジメントの分類

総合管理計画は、公共施設等を地方自治体が保有する資産であると認識し、それらを活用して公共サービスを最大化し、全体の最適化を図るためのマネジメントの一環であるといえる。

マネジメント手法は、施設の種別ごとに様々な手法が提唱されており、主なものでもファシリティマネジメント(FM)、アセットマネジメント(AM)、ストックマネジメント、PRE戦略、公共施設マネジメントがあるため、以下に概説する。

a) ファシリティマネジメント(FM)

ファシリティマネジメントは、公共ファシリティマネジメント戦略⁶⁾によれば、「企業、団体等が、組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動である」と定義している。

元々は、民間企業が自社の所有する事業所等の資産を有効活用して業績を最大化するためにワークプレイスづくりやエネルギーマネジメントを主体に進展した概念であるが、平成11年に三重県がこの考え方を導入し、県庁

内の執務スペースの改善等に取り組んだことが公共ファシリティマネジメント（公共FM）の始まりであるとされている。

近年では、公共施設等の更新問題に危機感を持った先進的な地方自治体による主体的な取組として発展を見せている。これまで一般的であった国主導の公共事業とは異なった新たなアプローチであることが特徴的である。

b) アセットマネジメント（AM）

狭義のアセットマネジメントは、国交省を主体にインフラ分野において発展した概念である。インフラ資産の長寿命化計画を策定することで、事後保全的な管理から予防保全的な管理に見直し、安全確保と施設の延命化を図ることでライフサイクルコストの縮減を目指している。

地方自治体側には、計画を策定することでインフラ事業における国庫補助が受けられるというメリットがある。

c) スtockマネジメント

ストックマネジメントとは、日常的なメンテナンスが必要な建築物（官庁営繕）や下水道の保全部門を中心に発展したもので、保全情報をデータベース化して既存ストックを有効活用し、維持管理面での最適化を目指す概念である。長期保全計画や長期修繕計画などを策定し、計画的に維持管理していく点ではアセットマネジメントに近い概念といえる。

d) PRE戦略

PRE戦略とは、「PRE戦略を実践するための手引書⁷⁾」によれば、「公的不動産について、公共・公益的な目的を踏まえつつ、経済の活性化及び財政健全化を念頭に、適切で効率的な管理、運用を推進していこうとする考え方」とされており、公共施設等に加え、遊休地の利活用など土地までを含む。

また、「まちづくりのための公的不動産（PRE）有効活用ガイドライン⁸⁾」においては、公共施設等総合管理計画は主に財政負担軽減の観点で策定することが求められているが、当ガイドラインを参考とすることで将来のまちづくりを考慮した計画の策定が可能となるとしている。

e) 公共施設マネジメント

「公共施設マネジメント」とは、一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）によれば、「地方公共団体等が保有し、又は借り上げている全公共施設を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組みを指す⁹⁾」と定義されている。

そして、社会環境の変化や地域特性に応じた適切な公共サービスの提供と安定した財政運営を両立させるために、保有する公共施設を総合的に把握し、財政運営と連動させながら管理・活用する仕組みであるとしている。

3. 公共施設を取り巻く現状

我が国では、戦後一貫して増加傾向であった人口が全国的に減少局面を迎えており、本市においても人口減少・少子高齢化の進展に伴い、税収の減少が予測される一方で、社会保障費は年々、増加傾向にある。これに加え、老朽化した公共施設等は、近く更新の時期を迎え、それらの更新費用が市の財政運営にとっての大きな負担となることが予想されている。

財政規模に見合わない多くの公共施設等を保有し続けることは、将来世代への費用負担の増加が懸念されるばかりでなく、真に必要な公共サービスの維持さえも困難になる恐れがある。財政破綻という最悪のシナリオを回避し、子や孫の世代など将来の市民にも良好な公共サービスを提供するためには、公共施設を市有の経営資産と捉え、新たな収入源と認識した運用、あるいは財政支出を抑制するためのコスト縮減方策を考えなくてはならない時期にある。

(1) 将来人口の動向

本市の人口は、平成26年現在で68,448人であるが、将来人口推計の結果、総合管理計画の計画期間である40年後の平成66年には23.8%減少し、52,551人まで減少する結果となった。施設の利用ニーズという観点からは、人口減少に伴い、現状よりもスペースに余剰が発生する可能性がある。

年齢構成別では、税負担の主要な担い手である生産年齢人口（15～64歳）は、少子高齢化の進展に伴い、平成26年の43,065人から30.3%減少し、平成66年には30,027人と総人口よりも加速度的に減少することが予測されている。一方で、老年人口（65歳以上）は、平成26年の15,878人から、ピーク時の平成56年には14.1%増加し18,119人に達する見込みである。

老年人口と生産年齢人口の比率は、平成26年時点では1：2.7であるものが、平成66年には1：1.8となり、労働者一人当たりが高齢者を支える負担の割合が大きくなるとともに、税収の減少や社会保障費の増大が懸念される。

(2) 財政状況

本市の財政状況として、平成26年度の財政力指数は0.91であり、「平成25年度地方公共団体の主要財政指標一覧¹⁰⁾」によると財政力指数の全国の市町村平均は0.49（図-2）である。本市は、地方交付税の不交付団体ではないものの財政状況が比較的良い自治体であるといえる。

財政規模は200億円程度であり、市税収入が約50%を占め100億円程度である。歳出の面では、過去10年間の推移をみると社会保障のための支出である扶助費が倍増しており、その一方で公共施設等の整備に資する投資的

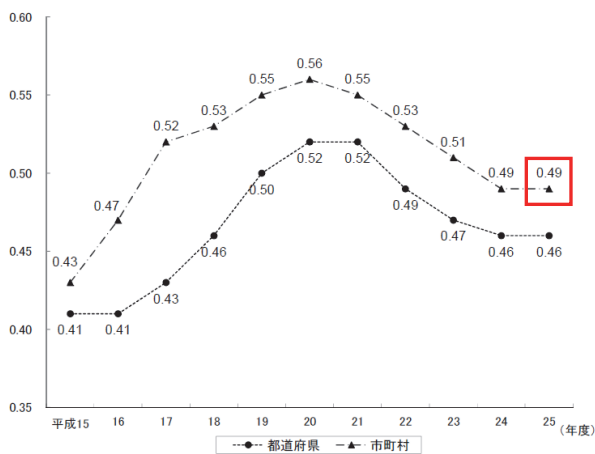


図2 財力指数の全国平均¹⁰⁾

経費は減少傾向にある。高齢化社会の進展に伴い、同様の傾向が今後も続くことが予想されている。

(3) 公共施設等の老朽化の現状

本市の公共施設等の整備状況として、いわゆるハコモノといわれる公共建築物については、1970年代から80年代にかけて市が所有する建物の延床面積の6割近くを占める学校教育系施設を中心に整備が行われ、現在では約16.6万 m^2 に達している。これらの施設の多くは建設後30年以上が経過し、延床面積ベースで8割近くに及ぶ。

今後も公共建築物を用いて安全・安心な公共サービスを提供するためには、大規模な修繕工事が必要な時期を迎えており、そのための予算確保が課題となっている。

また、インフラ資産については、橋梁において昭和40年頃から保有量が増加しており、今後は建設後50年を迎える橋梁が増加し、老朽化した橋梁の割合が高まっていく。

道路においては、総延長で362kmのストックを有しており、破損した箇所については、周辺市町や物流のための交通ネットワーク機能を維持するために適時の修繕を実施している。

下水道においては、1970年代後半から整備が進められており、初期に設置されたコンクリート管は、40年が経過して内面の腐食や摩耗等により、更新時期を迎えつつある。

「新設から維持管理・更新の時代へ」と言われて久しいが、現状では投資的経費の減少により、老朽化した公共施設等の維持管理・更新に対する財源の確保は、必ずしも充分ではない状況にある。

4. 公共施設マネジメントの進め方

公共施設等の多くはこれまで用途が限定され、単独の

目的で整備されるケースが多かった。例えば、福祉会館やコミュニティセンター、公民館など利用対象は異なるが、貸室機能という点で使い方は同じであるといえる。

国の補助金制度にも一因があり、これまでは補助金を投入した施設においては、他用途での目的外利用や用途変更を認めていなかったため、補助金の国庫返納や財産処分にかかる協議などが必要であった。

しかし、地方自治体の財政状況の逼迫により、遊休施設の利活用ニーズの高まりを受け、文部科学省より「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について¹¹⁾」が発出されるなど、国においても補助対象施設の弾力的な取り扱いが行われつつある。

(1) 推進体制の構築

公共施設マネジメントを推進し、公共施設等の全体最適化を実現するためには、所管課ごとの部分最適化の視点から、一元的な情報管理と部署横断的な利用調整や最適配置の検討への転換が必須となる。これまで通り、縦割型の組織のままで、それぞれの所管課が自部署の主義主張を押し通しては、庁内あるいは市民との合意形成を図ることは困難である。

そこで、総合管理計画の策定に際しては、庁内各部署より実務担当者による課題解決の場として公共施設マネジメント研究会を組織するとともに、本分野の先進自治体である秦野市より講師を招き、市民向けのシンポジウムと一般職員向けの研修を兼ねた公共施設更新問題勉強会を開催した。

また、公共施設の再編に際しては、別途、推進されている行財政改革とも密接に関連することから、総合管理計画を市の附属機関である行政改革推進委員会に諮ることとなった。

a) 公共施設マネジメント研究会

本研究会は、産学官による共同研究として、中央コンサルティング株式会社と名古屋工業大学大学院工学研究科の秀島教授、豊明市の三者で組織されたものであり、平



図3 公共施設マネジメント研究会の様子

成26年8月より月1回のペースで全5回開催した。市からは15部署の25名が参加し、部署横断的な検討の場として、全市的な視点から課題認識や問題解決のための議論を行った。（図-3）

将来的な財源不足への対応として、施設の統廃合や地元への譲渡などの直接的な対策のほか、維持管理コストの縮減対策として効率的な管理に向けた性能規定による包括発注の取組や公民連携による施設整備などの適用可能性について議論した。

また、公共施設等の再編を行う段階においては、市民や利害関係者（ステークホルダー）との合意形成が非常に重要であるとの認識が共有され、全体として公共施設の総量を縮減することには賛成であるが、自らの身近な施設が無くなることには反対するといういわゆる「総論賛成・各論反対」の状況に陥らないためにも各段階での丁寧な情報提供や意見集約が重要であると結論付けた。

b) 市民勉強会・職員研修

豊明市公共施設更新問題勉強会は、公共施設マネジメントに取り組む先進自治体である神奈川県秦野市の政策部公共施設再配置推進課長である志村高史氏を講師に招き、秦野市の取組みと豊明市の現状から「公共施設更新問題への挑戦」という題目で講演を頂いた。この勉強会は、市民及び議員に向けた情報公開のためのシンポジウムと市職員に向けた課題意識の醸成のための研修という二つの側面を持つ勉強会であった。

本市は、全国的にみて財政状況は悪い方ではなく、市民1人当たりの公共建築物の保有量（2.43m²/人）は全国平均（3.42m²/人）¹²⁾より少ない状況にあることのみを考慮すると、減らす必要性が低いようであるが、秦野市は本市よりも更に公共建築物の1人当たり面積が少ないにも関わらず、既に平成20年度より再配置計画の検討に取り掛かっている。特徴的であるのは、基本方針として40年間で31%削減¹³⁾という公共施設削減の数値目標を打ち出している点であり、その目標達成に向けてシンボル事業を設定し、とにかくできることから進めていくという点である。

公共主体が作成する計画は、一般的に全ての内容を固めてからスタートを切ることが多い。しかし、この公共施設更新問題は、待ったなしの状況であり、少しでも早く取り掛かる必要がある。何故ならば、不要な施設を維持し続けることは、無駄な投資を行うことになるからである。何十年も先の数値目標に合わせて現段階で削減対象となる全ての施設をあらかじめ見通すことは困難であるため、最終目標に向かって進めながら考えるという方法も必要である。

c) 行政改革推進委員会

本市には、市長の諮問に応じて行政改革の推進に関する事項を審議する行政改革推進委員会が設置されている。

第5次豊明市行政改革大綱¹⁴⁾の内容には、事務・事業の再編・整理、廃止・統合や財政負担の見直し、ストックの有効活用による歳入増加への取組みなどが含まれており、公共サービスのあり方を論じる内容となっている。

そこで、当委員会にも総合管理計画の内容について諮り、意見を踏まえた結果、建物を現状のまま建て替える」と仮定した場合の将来更新コストを掲載し、更に市民1人当たりの負担額についても明記することとなった。このことは、あたかも全ての建物が更新されるとの誤解を市民に与えることが懸念されたが、それ以上に市民に対する判断材料として、注釈を加えた上でも、できる限り多くの情報を提供することを優先した。

d) 今後の推進体制

今回の総合管理計画の策定に際しては、企画部門である企画政策課が事務局となり検討を進めたところであるが、計画を実効性のあるものとし、今後は公共施設マネジメントを推進力を伴って進めていくために、公共施設等を所管する部課に対して権限の面での優位性を有していないことや専門的な知識が不足していることが課題となる。

今後は、機構改革に合わせて公共施設等の一元的な管理に向けて技術職である技師を加えた新たな部署を新設し、専門知識を有する職員が施設管理（点検、修繕等）を一元的に行うことで、所管課の担当者は本懐である公共サービスの提供に専念できる体制を整えるとともに、首長のトップマネジメントによる権限強化も検討していく必要がある。

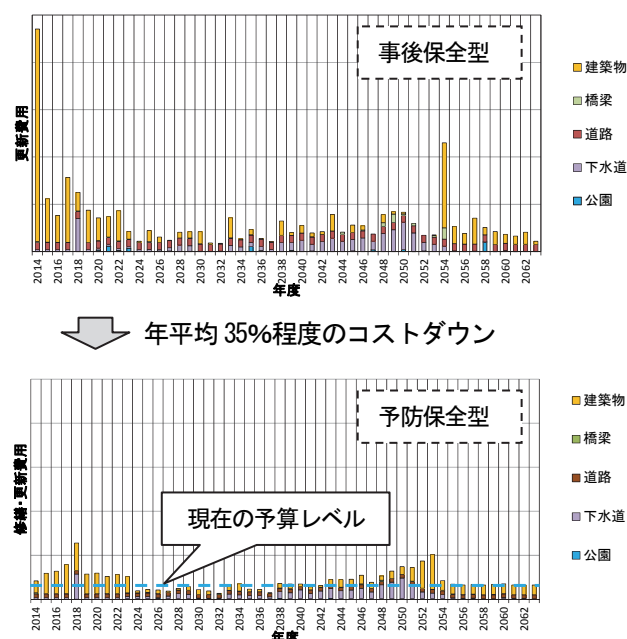


図4 インフラ資産の長寿命化計画によるコスト縮減効果の試算

4. 公共施設等総合管理計画の策定

(1) 対象施設の設定

総務省の指針²⁾によれば、総合管理計画の対象となる施設は、所有する全ての公共施設とされている。しかし、様々な分野の公共施設等の数量を全て網羅的に把握している地方自治体は数少ないなか、本市においても分野ごとの所管課がそれぞれで情報を把握しているのみであり、市として一元的に把握していない状況であった。

そこで、公共建築物の所管課に対して、「まちづくりのための公的不動産（PRE）有効活用ガイドライン⁸⁾」の付属資料として公表されている記入要領を参考に書面による公共施設現況調査を実施し、収集された情報からデータベースを構築した。また、インフラ資産は、所管課で整理しているストック情報を収集した。

施設の分類は、総務省の「更新費用推計ソフト」による試算を念頭に置き、ソフトの仕様書¹⁵⁾に示される大分類（市民文化系施設、社会教育系施設など）、中分類（集会施設、図書館など）に従って分類・整理した103施設196棟（50m²以上）を対象とした。

インフラ資産においては、多種多様な施設がある中で、今回は特に主要な道路、橋梁、下水道及び公園を対象に総合管理計画に位置付けるものとし、各分野ごとのストック量を整理するとともに長寿命化計画に基づく管理を実践してコスト削減を図る（図-4）ことを位置付けた。

(2) 将来コストの試算

公共施設等にかかる将来コストとして、総務省から提供されている「更新費用推計ソフト」を用いて今後40年間の更新等に必要となるコストを算出した。

本市が現在保有する公共建築物を今後も保有し続けたと仮定した場合に必要な更新等費用の試算結果は、40年間で794.6億円、年平均で19.9億円となり、直近5年間の投資的経費の平均である6.87億円の約2.9倍であった。

更に、公共建築物にインフラ資産を含めた試算では、今後40年間で必要となる将来コストは、40年間の整備額が1,248.2億円となり、1年当たりの整備額が31.2億円/年となる。インフラ資産を含む直近5年間の投資的経費の平均である16.2億円に対して、1.9倍の予算が必要となる。

公共建築物のみの試算に対し、インフラ資産を含めた方が倍率は低いものの、この増加分の費用を新たに捻出することは困難である。各々の長寿命化計画に基づく予防保全型管理の導入によるコスト削減効果も期待されるが充分ではなく、公共建築物の総量削減は避けられないことが明らかとなった。インフラ資産は、社会基盤施設として減らすことが困難なケースが大半のため、サービス水準を一律にするのではなく、施設の重要性や使用状況に応じてメリハリを付ける対応が必要である。

(3) 白書・カルテの作成

本市が所有する公共施設等の現況と課題を整理し、今後の公共施設のあり方を市民とともに考えていくため、これまで、あまり公表されなかったコスト情報など公共施設の現状を分かりやすく解説し、「見せる化」によって、市民と行政相互の共通理解を深めることを目的に公共施設白書とその付属資料として現況カルテを作成した。

白書には、人口と財政、施設の状況について類似団体とのベンチマーキング分析等に加え、同じ用途分類内での比較を行うため、コストと老朽化率の偏差値を2軸にプロットし、区分された領域ごとにグルーピングして分類するポートフォリオ（図-5）等により、分かりやすく見せるよう工夫した。

また、現況カルテは、施設ごとに建物の基礎情報のデータと管理運営コストのデータを掲載し、裏面には他施設との比較として市内全施設の中での1.老朽化状況、2.耐震性能、3.利用者負担の割合、4.市民1人当たりの負担額、5.面積1m²当たりのコストによるレーダーチャート（図-6）を作成し、市全体の公共建築物の中で当該施設がどのような位置付けにあるかを示し、今後の公共施設マネジメントの実践に向けた基礎資料となるよう取りまとめたことにより、委員からも一定の評価を得られたと考えている。

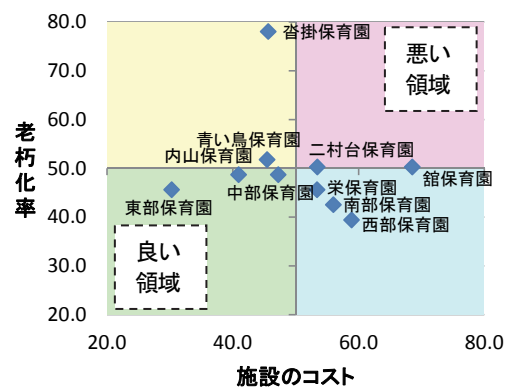


図-5 保育園のポートフォリオ分析例

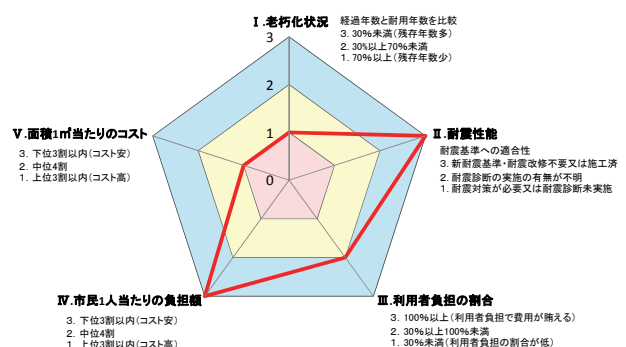


図-6 レーダーチャートによる分析例

(4) 方針・目標の設定

ここまでの分析、検討から本市の公共施設等の課題は、「1.機能が重複する施設の統廃合や用途変更などの保有施設の有効活用が必要、2.老朽化の著しい施設の建替えに向けた大幅なコスト増加への対応が必要、3.施設維持・運営のための財源確保が必要、4.全庁的なデータの整理・収集・管理体制の整備が必要」の4点に集約される。

これらを受け、本市の公共施設の再配置に向けた基本的な指針として、1.保有施設総量の縮減（原則として、更新を除く新規の公共建築物は建設しない。現在ある施設の更新は、公共サービス機能を維持する方策を講じながら、優先順位により数値目標に達するまで縮減する。）、2.統廃合・複合化の推進（更新時には原則的に小規模施設の複合化を検討する。優先度の低い施設は、全て統廃合の対象とし、跡地は賃貸、売却によって、遊休資産を有効活用し、優先する施設更新のための費用に充てる。）、3.官民連携による財源の確保（公共サービスの民間代替性を考慮し、民間に任せた方がコスト、サービス維持の観点から有利な場合には、PFI/PPP、包括委託などの官民連携を積極的に進める。）4.マネジメント体制の確立（公共建築物は、これまでの所管課ごとの維持管理体制を改め、部署横断的な体制を確立することで、事務の効率化や建物管理レベルの均一化など一元的なマネジメントを行い、維持管理コストを縮減する。）を設定した。

また、不足する更新費用を総量縮減による管理運営コストの削減額で賄うこととし、公共施設の延床面積の縮減目標として、今後40年間で30%縮減することを目標と結論付けた。以上のことを踏まえ、市が所有する施設の適正な規模とあり方を検討し、公共施設等のマネジメントを推進することで、必要な公共サービスを維持しつつ、将来にわたって持続可能な行政運営を実現するために公共施設等総合管理計画を策定した。

6. おわりに

本市における公共施設マネジメントは、取組の1年目として始まったばかりである。公共施設等の総量縮減目標を財政面の指標から設定したもの、具体的にどの施設を対象に再編を進めていくかを決定しているわけではなく、今後の取組として、平成27年度に公共建築物の老朽化状況の調査と長寿命化計画の策定、平成28年度には

公共施設再配置計画の策定を予定している。

今後の課題として、将来的には、公共建築物およびインフラ資産のマネジメントのみではなく、更に広い概念として将来の理想的な都市像を目指すまちづくりまでを含めた行政全体のマネジメントとしてのシティマネジメントの取組が必要であると考ええる。

謝辞

貴重な時間を割いて豊明市公共施設マネジメント研究会に参加し、活発な議論を交わして頂いた豊明市職員の皆様に深く御礼申し上げます。

参考文献

- 1) インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議：インフラ長寿命化基本計画，平成 25 年 11 月。
- 2) 総務省：公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針，平成 26 年 4 月 22 日。
- 3) 国土交通省道路局：道路橋定期点検要領，平成 26 年 6 月。
- 4) 国土交通省：公園施設の安全点検に係る指針(案)，平成 27 年 4 月。
- 5) 自治財政局財務調査課：公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査，平成 26 年 10 月。
- 6) 公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会編集：公共ファシリティマネジメント戦略，pp.2，平成 22 年 9 月。
- 7) 公的不動産の合理的な所有・利用に関する研究会（PRE 研究会）：PRE 戦略を実践するための手引書，pp.3，平成 24 年 3 月改訂版。
- 8) まちづくりのための公的不動産（PRE）有効活用ガイドライン：国土交通省都市局都市計画課，平成 26 年 4 月。
- 9) 一般財団法人地域総合整備財団<ふるさと財団>：公共施設マネジメント info，<http://management.furusato-ppp.jp/?dest=guide>
- 10) 総務省：平成 25 年度地方公共団体の主要財政指標一覧，平成 26 年 12 月。
- 11) 文部科学省：公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認等について（通知），平成 20 年 6 月。
- 12) 東洋大学：全国自治体公共施設延床面積データ，平成 24 年 1 月。
- 13) 秦野市：秦野市公共施設の再配置に関する基本方針，平成 22 年 10 月。
- 14) 豊明市：第 5 次豊明市行政改革大綱，平成 25 年 5 月再改正。
- 15) 株式会社ファインコラボレート研究所：公共施設等更新費用試算ソフト仕様書，pp.10，平成 26 年 3 月。

(2015. 4. 24 受付)

Development of the Comprehensive Public Facility Management Plan of Toyoake City as a precedent case

Takahiko YAMADA, Eizo HIDESHIMA and Naoyuki NAGANO